

第1回伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会

日 時：平成29年11月16日（木） 9:58～11:45

場 所：中央合同庁舎7号館西館13階

共用会議室（1320）

○縄田建設安全対策室長 ちょっと早い時間でございますけれども、委員の先生方は皆さん、御参集いただいておりますので、これから第1回「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」を開会いたします。

私は、厚生労働省安全衛生部建設安全対策室長の縄田でございます。

開会に当たりまして、私ども安全衛生部長の田中より御挨拶を申し上げます。

○田中安全衛生部長 おはようございます。

厚生労働省安全衛生部長の田中と申します。

今回は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」ということで、皆様、先生方に御参集にいただきまして大変ありがとうございます。

林業の労働災害は長期的に減少しているわけですが、これまでの期間、林業の皆様方が労働災害防止のために大変熱心に取り組んでいただいた成果だと考えております。お集まりの皆様方、また、林業関係者、関係機関の皆様にも改めて敬意を表したいと思います。

ところで、現在私どもは労働災害防止につきましては5カ年計画を立てて進めておりますけれども、今は第12次労働災害防止計画の期間ということで本年が最終年度ということになっております。林業につきましては、その前の第11次労働災害防止計画の中で一定の成果が得られたということで、現在の第12次労働災害防止計画におきましては、御承知のとおり重点業種からは除外をさせていただいたところでございます。しかしながら、ここ数年は死亡災害が40人前後で推移してございまして減少の傾向が見られないという状況でございます。また、度数率あるいは強度率とも林業が他の産業と比べて1桁高いという状況は大きくは変わっておりません。こうしたこと、あるいは昨今の国会でも、林業の労働災害の問題が取り上げられている状況もございまして、厚生労働省としても取り組みを強化する必要があると考えてございまして、現在第13次労働災害防止計画の検討を審議会で行っているわけですが、その中では、改めて林業を重点業種とする方向で議論をいただいているところでございます。

御承知のとおり、林業の死亡災害の多くはチェーンソーによる伐木等作業において、伐倒木に激突をされたり、あるいはかかり木処理で木の下敷きになったりすることで発生をいたしております。

次の計画期間中に林業の労働災害、中でも伐木等の労働災害の一層の減少を図るという観点から、法令改正も含めてどのような取り組みを進めるべきか、この検討会で御議論をいただきたいと思っております、一定の方向を取りまとめていただき、それに基づいて行政として対応していくという形にいたしたいと思っております。そういった意味で非常に節目の議論になるような気もしておりますし、ますます林業労働災害の防止対策を推進することができますように、その基礎づくりとしての議論をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 続きまして、本検討会の参集者の皆様を御紹介したいと思います。

最初に山梨県森林環境部県有林課長の鷹野様。

○鷹野委員 鷹野です。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会の書記次長の佐藤様。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 静岡県林業技術者協会会長の片平様。

○片平委員 片平です。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林業工学研究領域収穫システム研究室長の上村様。

○上村委員 上村と申します。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 独立行政法人森林総合研究所企画部の元研究協力科長の広部様。

○広部委員 広部でございます。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所リスク管理研究センター長の高木様。

○高木委員 高木でございます。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 林業・木材製造業労働災害防止協会安全管理士の市原様。

○市原委員 市原でございます。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 全国森林組合連合会担い手・雇用対策部担当部長の大屋様。

○大屋委員 大屋です。よろしくお願いたします。

○縄田建設安全対策室長 全国国有林造林生産業連絡協議会専務理事の川端様。

○川端委員 川端でございます。よろしくお願いたします。

○縄田安全対策室長 また、林野庁から3名の方にオブザーバーとして御出席をいただいております。御紹介します。

林政部経営課林業労働対策室長の山根様。

○山根室長 山根です。よろしくお願いたします。

○縄田安全対策室長 林政部経営課林業労働対策室課長補佐の土田様。

○土田課長補佐 土田でございます。よろしくお願いたします。

○縄田安全対策室長 国有林野部業務課企画官の久保様。

○久保企画官 久保でございます。よろしくお願ひいたします。

○縄田安全対策室長 続きまして、事務局でございます。

先ほど御挨拶申し上げた安全衛生部長の田中です。

その右隣にいるのが、安全衛生部安全課長の井上です。

○井上安全課長 井上でございます。よろしくお願ひします。

○縄田安全対策室長 私、縄田です。

議事に入る前に、本日の配付資料の確認をしたいと思ひます。

本日のお手元に議事次第があるかと思ひますが、そこに<資料>として1～5、参考資料は1～8までございます。

資料1は「検討会開催要綱」。一枚紙でございます。

資料2が検討会の「参集者名簿」でございます。これも一枚紙でございます。

資料3が「検討スケジュール（案）」。これも一枚紙でございます。

資料4が「林業における労働災害発生状況」ということで、これはそれなりの分量がござひますが、資料5として「伐木等作業における最近の労働災害事例」ということで御用意してござひます。

参考資料といたしまして、参考資料1は「労働安全衛生規則（伐木等作業の安全に関する規定）」というござひます。

参考資料2が「労働安全衛生規則（伐木等作業以外の林業の安全に関する規定）」。

参考資料3として「安全衛生特別教育規程（林業に関するもの）」。

参考資料4として「『チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン』の策定について」をつけてござひます。

参考資料5としまして、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドラインの策定について」。

参考資料6として、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドラインの策定について」。

参考資料7として、「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育」。

参考資料8として、「林業労働力の確保を巡る状況」。これについては林野庁さんからの提供でござひますけれども、以上を用意してござひます。

分量が多くござひますけれども、漏れ等がありましたらおっしゃっていただければと思ひます。

それでは、議事に入りたいと思ひますが、議事次第の3にござひます「座長の選出」をお願ひしたいと思ひます。

資料1の開催要綱を見ていただくとわかるのですが、「座長は、参集者がその互選により選任する」ということにさせていただいておりますが、参集者の皆様からどなたか御推薦があれば。

○市原委員 広部委員におかれましては、平成25年11月の車両系木材伐出機械に係る省令改正の折に安全対策検討委員会の座長を務められたと存じております。加えまして、伐木造材を初め、幅広い御造詣をお持ちでございますので、広部委員が適任かと存じます。

○縄田建設安全対策室長 広部先生のお名前が挙がっておりますけれども、広部先生に座長をお願いするということによろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○縄田建設安全対策室長 異議がないようでございますので、広部先生に座長をお願いしたいと思います。

以後の議事は広部座長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○広部座長 広部でございます。御指名ですので座長を務めさせていただきます。

きょうは限られた時間ですけれども、積極的な御発言をいただくとともにスムーズな議事の進行に御協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

それでは、議題(1)「検討会の進め方について」、事務局から御説明をお願いします。

○中野技術審査官 厚生労働省の中野でございます。よろしくお願ひいたします。

進め方につきまして、私から御説明をさせていただきます。

まず、資料1「検討会開催要綱」をごらんいただきたいと思います。

先ほど、田中部長からのお話にもありましたとおり、林業の労働災害は長期的には減少しておりますけれども、死亡災害について最近では年40人前後で推移しておりまして、改善が見られないという状況でございます。

この死亡災害の起因物でございますが、約6割が立木となっております、休業4日以上の死傷災害で見ますと、立木が3割、チェーンソーが1割を占めているというところでございます。こういった災害の多くはチェーンソーによる伐木作業中に発生しておりまして、林業の労働災害を減少させるためには伐木作業の安全対策を見直すことが必要ではないかと考えまして、今般委員の皆様にお声がけして、そのあり方を検討する場を設けたものでございます。

林業では御承知のとおり、「緑の雇用」で若年者の入職が見られておりまして、林業従事者数は近年下げてまわっている状況とっております。また、人工林の半数以上が主伐期を迎えておりまして今後皆伐が増加すると考えられます。こういった状況でございますので、経験の浅い作業者の増加、伐木作業そのものの増加が見込まれるとっておりますので、伐木作業の安全対策を見直すことが急務であると認識をしております。

本検討会で御検討いただきたい範囲でございますけれども、林業の労働災害の多くを占めておりますチェーンソーによる伐木等作業の安全対策を中核に考えております。今「等」と申し上げましたが、「等」は造材でございます、伐木と同じようにチェーンソーを使う作業でございますので検討対象としております。委員の皆様には、それぞれのお立場から伐木等作業の労働災害を減少させるためにどういった手法が必要か、御意見をいただきたく御協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、検討会では、要綱の3の(3)にございますように、参集者以外の方々から意見を聞くことができるとしております。いわゆるヒアリングでございます。現時点で明確に予定していることはございませんが、こういうものもあるということで御承知をいただきたく思います。

また、4でございますが、検討会は原則として、公開としております。個人情報、企業情報等の取り扱いになる場合は非公開とする場合がございます。

資料2は、本日御参集いただいた皆様の名簿でございます。

資料3でございますが、今回の検討会のスケジュールを事務局としてまとめたものでございます。本日は第1回でございますので、事務局から資料を一通り御説明差し上げた後はフリートークとして、伐木等作業の安全対策につきまして、日ごろお考えのところをお聞かせいただければと存じます。

第2回は、現在12月21日で調整をさせていただいておりますけれども、本日の御意見を踏まえた論点整理のペーパーを事務局で用意いたしまして、議論を深めていただく予定でおります。

第3回で、事務局として検討会の報告書案をお示しいたしまして、これに対して御意見をいただくという予定でございます。3回でまとまらないという場合であれば、第4回の開催も視野に入れております。

私からは以上でございます。

○広部座長 今の事務局の議題1「検討会の進め方について」の御説明について、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、引き続いて、議題(2)「林業の伐木等作業における労働災害の発生状況について」ということで、また事務局から御説明をお願いします。

○中野技術審査官 それでは、まず資料4をごらんいただきたいと思います。林業におきます労働災害の発生状況について分析を行ったものでございます。

本日、御参集の皆様にはもう御承知のことが多いと思いますので、ポイントを絞って簡単に御説明をさせていただきます。

まずは2ページでございます。死亡災害でございますが、長期的には減少しており、ただ、平成23年以降は40人前後で推移して、減少とは言いにくいという状況でございます。

この林業の状況をほかの業種と比較したものが下半分の表でございます。平成11年の時点を100%としまして、死亡災害がどれくらい減少したのかを比較できるようにしております。全産業が二重線となっております。平成28年で見ますとおおむね半分弱まで減少しているというところですが、製造業が点線となっております。全産業ほどではございませんが、半分強というところですが、一点鎖線となっておりますのが凡例はございませんけれども、こちらが建設業になります。この中では最も減少率が大きくなってございます。

林業でございますけれども、6割を少し切るというぐらいのところでございますが、これ自体はかなり減少していると言っていいかと思っておりますけれども、他業種ほどの減少とは

なっていないという状況でございます。

3 ページは起因物別に死亡者数をまとめたものでございます。毎年40人ぐらいですので、平成27年、平成28年の2年分で集計をしております。これで申しますと、立木が起因物となっているものが58%ほどありまして圧倒的に多くなっております。また、事故の型別で申しますと、「激突され」が約42%となっておりまして、伐倒時に立木等に激突される死亡災害が多いと考えております。

次の4 ページでございますが、同じくこれも2年分の死亡災害を作業の種類別に見たものになります。「伐木作業」が約65%を占めているということになります。このうちのほとんどが「チェーンソー作業」ということになっておりまして、この点からも死亡災害の多くが伐木時に発生しているということが言えるかと思えます。また、起因物を立木等に限った場合、事故の型で言いますと約57%が「激突され」という形になっております。

5 ページでございますが、それぞれ1行ずつ簡単ではございますけれども、過去2年間の林業の死亡災害を一覧にしたものでございます。括弧書きでその型の死亡者数を書いております。数が大きいものほど同じような災害で亡くなっておられる方が多いということになります。

5 ページは起因物が「立木等」だけでございますけれども、次の6 ページをごらんいただきますと、そのほかの起因物になっているものも記載をしております。

7 ページからは死亡ではなくて、休業4日以上の死傷者数の推移でございます。こちらは林業のほうは順調に減少しておりまして、下の表で業種別に見ましても、ほかの業種よりも減少幅が大きいという状況でございます。

8 ページでございますが、これは休業4日の死傷者数を起因物別に見たものでございます。「立木等」が起因物となっているものが4割弱、「チェーンソー」が2割弱というところでございます。事故の型で申しますと、「激突され」と「切れ・こすれ」がほぼ同じぐらい。最近までは「切れ・こすれ」のほうが多かったのですけれども、平成27年ぐらいから1位、2位が逆転しております。3番目に「飛来・落下」ということになっております。伐木作業で立木に激突されるとか、あるいはチェーンソーで自傷してしまうといった災害のほか、枝などが落下してきた場合は「飛来・落下」ということになりますので、こういった災害も多いと考えております。

9 ページでございますが、チェーンソーの災害について分析したものでございます。上半分の表はチェーンソーによる死傷者数でございます。労働者死傷病報告というものを私どもにいただいております、その統計でございますが、全体としては減少傾向にございます。特にチェーンソーにつきましては林野庁さん、あるいは全森連さんで「緑の雇用」事業を行っていただいておりますけれども、この中でチャップスや防護ズボンといった防護衣の普及も図っていただいておりますので、そういったことが効果を上げているのかなと考えております。

下のほうは、チェーンソー災害の中身でございますが、チェーンソーが起因物の場合は

9割近くが「切れ、こすれ」で、傷病の性質で言いますと「創傷」ということになります。傷病部位については「下肢」、足でございしますが、圧倒的に多くなっておりまして、下肢の防護の重要性が改めて確認されたと考えております。

10ページになりますが、こちらは立木等を起因物としているものでございます。年によりばらつきがございしますが、ここ数年は600人前後、割合では37%台で推移しております。事故の型で見ますと、「激突され」「飛来、落下」が多数を占めております。傷病性質としては「骨折」が半数以上、次いで「打撲傷」ということとございます。傷病部位はやはり「下肢」が多くなっておりまして、「胴体」「頭部」「上肢」の順となっております。

最後、11ページでございしますが、度数率、強度率、年千人率の推移でございします。これは皆様には申し上げるまでもないですけれども、他業種と比べてかなり高いという状況が続いております。

災害発生状況については以上となります。

資料5も御説明をさせていただきたいと思っております。最近の災害事例を少し詳しく記したものでございます。

まずは、死亡災害をまとめてございします。2ページでございしますが、伐木造材作業の災害の中で伐倒者自身が伐倒木に激突されたものでございします。

事例1は、伐倒木が別の伐倒木に当たりまして、はねまして、退避していた被災者に激突したというものでございします。

事例2は偏心木の伐倒でございしますが、伐倒の際に立木が裂け、それに激突されたというものでございします。

事例3は、受け口をつくらないで斜め切りによって伐倒したというケースでございします。胸高直径で26cmということですので、現行法令では受け口をつくる必要がない立木となります。

3ページでございしますが、事例4、枝絡みがあって、そのまま伐倒したケースでございします。

事例5は、伐倒者以外が伐倒木に激突されたというものでございします。事例5に関しては、伐倒作業を直接していなかった、監視をしていた方だそうなんですけれども、そういった方が被災したというものでございします。

事例6でございしますが、伐倒作業に接近して、伐倒とは全く別に玉切りをやっていたと。その方のところに伐倒木が倒れてしまったというものでございします。

事例7でございしますが、伐倒木が枝絡みをしていまして、木の根が浅かったために伐倒木とともに倒れてしまったと。それで被災したというものでございします。

事例8でございしますが、枝払いをやった結果、伐倒木が支持を失って斜面を転落してしまっただということとなります。

事例9からは、かかり木処理の関係でございします。

事例9は、浴びせ倒しによるものと推定をしております。

事例10で申しますと、かかられているほうの木の伐倒をしたものになります。

事例11は、かかり木が自然に落下したものであることとございます。

事例12は、浴びせ倒しをしまして、その際に立木がはねたというものでございます。

次のページになりますが、事例13以降でございます。1枚にまとめておりますけれども、こちらの6件はチェーンソーによる切創でございます。自傷の災害が多くございますが、事例15、事例16で申しますと、他の作業者が被災したものでございます。チェーンソーになりますと短いものでも休業1週間以上、かなり重いけがとなっております。

資料に関しての御説明は以上となりますけれども、参考資料として幾つか用意してございます現行法令に関するもの、現在出しておりますガイドラインに関するもの、林野庁さんでまとめていただいた林業労働を取り巻く状況でございます。このあたりは皆様よく御存じの事項とは思いますが、本日の議論の中で必要に応じて参照していただければと存じます。

私からは以上でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

一通り資料の御説明をいただきましたけれども、この資料の説明、資料自体についても結構ですし、それ以外の安全対策、今回は伐木等作業の安全対策ということになります。それに対してどういった点でも結構です。全くフリートークなので御自由に御発言いただきたいと思っております。

○市原委員 市原でございます。

伐木作業に関しての省令改正は昭和52年10月にされております。このときは労働安全衛生規則の第36条の8号に係る一部改正ということで行われております。今回は、それからしますと約40年ぶりの改正作業ということになるわけでございます。こうした状況を踏まえて今回の改正に当たりましては、現行の省令改正を踏襲するという、いわゆる対症療法ではなくて、現行の省令の問題点、あるいは労働災害の実情、技術革新、実際の作業対応等に加えて、長期的スパンに立った省令改正をお願いしたいと思っております。

したがって、以下3点について御提案させていただきたいと思っております。

第1点目でございます。資料にもございますが、労働安全衛生規則の第477条は「伐木作業における危険の防止」ということとございますけれども、これについては伐倒しようとする立木が胸高直径で40cm以上あるときは、ということになっておりまして、このときに伐根直径の4分の1以上の深さの受け口をつくることとされております。毎年林業労働災害の死亡災害の6割強が伐倒作業で発生しておりまして、この原因が伐倒方法のセオリーを逸脱していると。要は適正な受け口、追い口をつくっていないということが一番の原因でございます。例えば、今40cm以上というものをもっとレベルをアップして、胸高直径20cm以上あるときだということで、縛りを強くしていただければと思っております。

省令に関しまして、現行の第482条から第496条関係でございますが、まず第482条は（修

羅らによる集材又は運材作業における危険の防止)ということになっております。そして、第485条から第496条では、「木馬運材及び雪そり運材」に係る規定がされております。現状では、林道あるいはその作業路で高密度路網ということで開設が進むとともに、車両系木材伐出機械の導入が飛躍的に伸びております。こうしたことを踏まえて、これら修羅とか木馬とかの作業実態が皆無になってきているのではないかということで、これらについては廃止の方向で御検討いただきたいと思っております。

第2点目でございます。伐木作業に係る通達、いわゆるガイドラインを省令へ反映させていただきたいということです。現在伐木作業に係る関係通達は2本発出されております。現時点において、伐倒作業やかかり木処理作業における労働災害の割合は横ばいで推移しております。せっかく発出されておりますけれども、抜本的解決には至っていないということが実情でございます。このため、一昨年、平成27年12月に発出されました「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」並びに、ちょっとさかのぼって、平成14年に発出されました「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」の2本について、ぜひ省令に反映させていただきたいと存じます。

最後に第3点目でございます。安全衛生教育関係でございます。

まず、チェーンソーを用いた伐木作業に係る特別教育の一部について技能講習への格上げを御提案したい。現行では、チェーンソー伐木作業に係る特別教育につきましては、安衛則の第三十六条八号、そして、八の二ということで実施されておりますけれども、チェーンソーを用いた伐木作業における労働災害が減少していない。こうした現状を踏まえまして、安衛則の第36条の8号の2の特別教育を修了後、一定の期間、伐木作業の実務経験を経た後、第36条の8号に対応した部分を技能講習として位置づけて、当該技能講習を修了するように御検討を願いたいと思っております。なお、現在安衛則の36条の8の2の特別教育を修了している者に対しては、経過措置として、例えば実務経験3年ということにすればよろしいのではないかと考えます。

関連しまして、もう一点、最後でございます。車両系木材伐出機械に係る安全衛生教育でございます。

これは、今回の省令改正の対象にはならないと思っておりますが、これについては平成25年11月に車両系木材伐出機械に係る省令改正が行われ、平成26年に適用されております。その後、死亡災害等を分析してみますと、走行集材機械、いわゆるフォワーダーなどによる集材作業中に作業路から転落の災害、あるいは伐木等機械、いわゆるグラップル機などを外して、旋回中に立ち入り禁止区域内に他の作業者が立ち入って、激突される。これらが毎年発生しております。こうした状況に鑑みて、現在伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械または簡易架線集材装置の3区分がございますが、これについても技能講習へ格上げすべく御検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

発言の内容が豊富ですが、まず現行の省令の修正または廃止について、一つ目は伐木の直径の下限が現行では40cm、参考資料1の安衛則第477条の第1項第3号のとおり、胸高直径が40cm以上の場合について受け口をつくりなさいとなっていますが、40cmというのでは全然だめだと。もっと細い20cmレベルの木も受け口をつくるべきであるという考えからの御発言だったと思います。

二つ目は修羅と木馬は、現行使われていないということで廃止してはどうかというお話でした。

また、現行ではガイドラインですが、伐木とかかり木処理の2点についても省令化をお願いしたいという発言でした。

最後は2点ありました。1つは伐木作業で、現行の安衛則第36条8号及び8号の2について、この特別教育を技能講習化する。それと平成25年11月29日に発出された車両系木材伐出機械についても、特別教育から技能講習へ格上げをするといった内容だったと思います。これらについてほかの委員の方々、御意見いかがでしょうか。

○上村委員 省令でいろいろ数値を変えるということになりますと、ある程度科学的な根拠といったものも必要かと思えます。いろいろな伐木に関する数値類が決まっているわけですが、なかなかこれがどちらかという経験則をもとにということで作られている数値かと思えます。ですので、40cmを20cmにすればいいというあたりの何らかの根拠というのですか、そのあたりがしっかりしていないと、その辺は慎重にすべきかと思えます。細い木で斜め切りをすることはいけないと現場に通達しても、結局能率重視で斜め切りが行われているということが実態としてありますので、最低限はここまでは逆にいいですよというあたりも本当は欲しいところなのですが、その辺も科学的な根拠が必要かなと思えます。

そのほかも言いたいことがあるのですけれども、続けていいですか。

○広部座長 どうぞ。

○上村委員 修羅、木馬、雪そりについては私も廃止に賛成です。それから特別教育を技能講習にするということ。今、伐木作業者の技能の不足が全国的に問題になっているのかなと思えますので、そのレベルアップというのですか、チェーンソーを使った伐木作業をする人たちのレベルアップを目指すような方向でやっていただければいいかと思えます。

もちろん木の切り方というのは一つではないのです。現場によっては樹種も違います。伐倒方向も違います。地形も違います。枝張りも違います。そういったところでこれを使えとか、こうしろということがなかなか言葉で書きあらわしにくいことになると思えます。ですので、省令というのはかなり重いものですからそのあたりの表現というか、結局は縛ることになりますので表現のあたりはぜひ慎重にさせていただいて、現場の人たちの実効になるものであればいいなと思っていますし、それをしっかりたたき込むという意味で技能講習化するというのは非常によいことだと思います。今、いろいろ伐木の関係のトレーニングの機械も海外から入ってくるようになりましたので、そのあたりも使ってぜひ技能講

習をやっていただければいいのかなと思います。

私からはとりあえず以上です。

○広部座長 今の上村委員の意見としては、省令で数値化することについては慎重でありたいと。ある程度の科学的な根拠を必要とするのではないかと。また、安全向上のためには技術を上げる必要があり、現場の技術を向上させるためには、その技能講習化が必要ではないかといった御意見だったと思います。

今この話題に関係しなくても、そのほかの意見でも結構です。どうぞ御意見下さい。

○片平委員 事故が減ってきたのが12防の終わりのほうで増えてしまった。今、木材の国内シェアがずっとふえていますね。それと連動しているというデータは出ていないですか。

○広部座長 では、お答えをお願いします。

○山根室長 林野庁でございます。

平成14年以降概ね木材の自給率は上がってきております。全体の需要量が下がっている年もあるのですが、国内の素材生産量も概ね増えてきております。そういった中で、高性能林業機械の導入といったことも含めて安全対策が進んできたこともあって、伐採量と災害との関係を見ますと、この10年くらいで伐採量が3～4割増えている中で死傷災害が3割くらい下がっているという状況でございます。

○広部座長 ありがとうございます。今の説明でよろしいですか。

○片平委員 量がふえているものから、そこら辺が関係あるのかなと。実際に量がふえていて、トラックの運搬の丸太の事故はかなり減っているかと思うのです。流通がほとんど市場へ出していたものを山から直送。それから、おろしたり何なりするのも今まではトラックから一束おろしとかをやっていたのですけれども、それもグラップルという機械が発達し過ぎて、ほとんどグラップルでおろせる。自分も古いころからやっているものであれですけれども、材木を持っていったころは荷おろしではなかったですね。荷揚げであそこの材木の上へ置いていけというようなもので、材木の上へ材木を担いでおろした。それが市場で商うようになってから一束おろし、今は市場のほうも流通が変わってきてしまって、山から直送ということで山でも分けている。入ったところではもうグラップルで、そこら辺のトラック系の事故はかなり減っているかと思うのですけれども、木を切るところでまだ手でやっているところがおくれているというのが、実際自分たちもやっていると感しているところでは。

きのうも、厚生労働省さんの支援講習の20日のコースをやらせてもらったのですけれども、林野の「緑の雇用」もやらせてもらっていますけれども、基礎的なところをしっかりと教えるというのが非常に大事だねというのは感じます。再教育が最近始まったのですけれども、昔は師匠に当たる人がかなりいろいろなデータを持っていて教えていったのですが、今はそこら辺が全然入っていないとか、師匠に当たるというところがはっきり言うと力不足です。それで制度のほうで指導者とかそういう資格でもってそちらのほうは縛るのですけれども、実際の技術のところを置いていかれてしまっているなという感じがしてい

るのです。そこら辺をどういう形で上げていったらいいのかなというのは自分らもなのですけれども。

もう一つ言わせてもらおうと、今、国は制度があるのですけれども、各県独自でやっているのがかなり出てきているのです。基金なり何なりで独自でやり出して、国の補助金は使わないよというのがあって、そういうところのものはもう、まちまちなのです。見に行っても、その指導者のグレードも物すごく違うし、怖いなという感じはするのですけれども、そこら辺の行政の流れもある程度統一しないとまずいかなという気はしています。

広部さんとも、昨年長崎と広島に「緑の雇用」の死亡事故で行かせてもらったのですけれども、やはりその県のグレードといいますか、技術水準をしっかりと県なり監督署なりが評価しているかというのを、はっきり言ってしまうと、長崎の場合は誰がこんなものを教えているのかというような、かなり低いというか、そういう感じがしたものですから、ある程度標準化をするというのも大事かなと思います。

もう一つ、先ほどの市原委員の20cmですけれども、はっきり言うと自分らは刈り払い機で刈れるものは8cmまでで、それ以上は受け口をつけるでやっています。このでやろうが、チェーンソーでやろうが、受け口をつけて切りなさい。ですから、20cmなんてそんなものがあつたのかという感じなのです。そうやって小さい木でも大きい木でもつるが大事だよというのを覚えていってもらわないと、ここに出てくる事故は減らないと思います。

○広部座長 ありがとうございます。

今、私の名前も出たので補足説明をさせていただきますと、「緑の雇用」のFW生の重大事故があつた時に事務局である全森連の方と現地を見せてもらって、担当者の方からお話を聞いたことがあるということです。森林組合も含めてですけれども事業体によって技術レベルに差があるのが現実です。要は指導者であるはずの人のレベルに差がついてしまっている。研修生を教える人の技術がばらばらではしようがないのではないかという印象を持ったという話です。

○川端委員 伐採量は非常に増えているのですけれども、木材の需要構造が少し変わってきており木質バイオマス発電が木材需要、木材伐採量を引っ張っているというのが現状だと思います。小径木をとにかく切つて、運んで、チップにして、燃やすわけですけれども、かつての太い材あるいは真つすぐの材をきっちり刻んで市場に持っていくという作業とはちょっと違って、比較的乱暴と言っていいか、扱いがそんなに気を使わない作業で割とお金になる。地域にもよりますけれどもそういう需要があるということで、素材生産の業界団体や森林組合の系統組織ではない、組織に属さないような、未組織の事業者さんの参入が、かなりこのところ多いのではないかなと思います。山が確保できたときにだけ親方が人を雇ってやっていくとか、それで山がなくなったらしばらくお休みというようなことも含めて、今の木材需要、伐採量というのは必ずしも組織的にしっかりした事業者が牽引しているということではないのです。

九州の宮崎などは、業界団体や森林組合系統組織以外の方が伐採している量が約半分ぐ

らいあるのではないかというような大学の先生の研究もあり、宮崎は今、1県で200万 m^3 程度伐採していますけれども、そのうちの100万 m^3 ぐらいはいわゆるブローカーということも含めて捕捉できない方々がやっている例が非常に多くなっている。多分これはほかの地域でも傾向的にはあるのだらうと思います。そこで災害の状況を見ると、私共は主に国有林をベースに仕事をしている団体なのですけれども、そういったところでの死亡災害というのは非常に少ない。これは会社組織としても安全に熱心ですし、林野行政としてもそういったところでの指導あるいは注意喚起をかなりしっかりとやっております。

林災防さんが居られるところで余り言っていないのかわからないけれども、員外、員内のところでの死亡事故をちょっとお聞きすると、地域によってさまざまですけれども、やはり半分もしくは3分の2ぐらいが林災防会員の員外で、多分我々の組織外の人、未組織の方たちがかかなりいるのではないかと考えています。

いろいろな省令改正話と直接は関係がないのかもしれないけれども、全体の死亡災害、伐木作業における災害をどういうふうに抑えていくかというところでは、省令、法律、規則といったところでしっかりとやっていくということは当然だと思うのですけれども、未組織のところをどうやって安全作業の意識を高めていくのか。安衛則なり、伐木のガイドラインみたいなものをどうやってその方々に伝えていくのかというか、その周知と徹底を図って安全作業を定着させていくのか。関係者はみんな一生懸命やっているのだけれども抜けが多くて、その抜けのところでは数字が思ったように下がってこないといった一面があるのではないのかなと考えています。実際に我々協会でも林災防さんともゼロ災で各地域を回っているのですけれども、員外の人たちをどうやって捕捉するかというのが、はっきり言ってできないのです。もちろん省令改正といったものも当然必要だとは思いますが、あわせてそれを定着させていく。そのときに組織化されたところでは組織的に取り組んでいく話と、未組織の事業者に対して、行政としてあるいは我々業界団体として何かアプローチしていくことができるのか。労働行政、林野行政ともにあるのではないかなと思うのです。

まずは誰が何をやっているのかわからない。そこで災害が起きる。そこら辺がまた林業の災害としてカウントされる。一生懸命やっているところにその災害の結果が、転嫁されてくる。協会の会員の人たちと話をしても非常にやるせないというか、そういう思いがあって、この機会に何かできることがあるのであれば、いろいろな方策を少しでも講じるべきだと思っています。きょうは山梨県の方がお見えですが、都道府県を回っていて、レベルが都道府県単位で違って、労働局とか監督署と一生懸命組んで対策協議会やパトロールをやって意識を高めて、何とかできないかと考えているところと、ちょっとそうではないところと、かなりばらばらな感じがします。そ未組織の方々を捕捉できる方法というのは、伐木であれば、林野庁もおられますけれども、伐採をするときに、市町村への伐採の届け出ということが基本的には出てくることになっているのですけれども、そういったときにその方々にしっかりと周知を図ったり、確認をするような方法がないのかとか、

労災保険などの納入をするときに監督署で業者さんがわかる。未組織のところは、そのぐらいしか把握できる方法がないのです。

幾ら頑張っても、半数は手の及ばないところにあり、あとは省令改正で実績を重ねていく中で学んでもらうみたいなことしかなくて、それでは結果事故につながってしまうので、もう少し何か事前に周知を図っていく、安全対策をもう少し広めていくということをやらないと、絶対的な数字は下がっていかないのかなという感じはしています。抽象的な話でこの委員会の趣旨に合うかどうかはわかりませんが、そんなことを日ごろ感じております。

○広部座長 今の川端委員の御意見はかなりショッキングな話でありまして、会員外の方の事故が見過ごせない量になっているというのが現実だとすると、何らかの方策を立てないといけません。注文主からの仕様書の中で作業者の資格要件を含めることはできるのでしょうけれども、そういった網にもかからないようなところだと、全くどこでどういう事業が行われているのかすらわからないというのが現状だと思います。ただ、事故が起これば林業の事故ということになってしまうということで、業界の人間とすると、甚だ理不尽な話になるというのが現実かと思えます。

今回は伐木の検討会なので、直接は何とも言いようがないですけれども、貴重な御意見として受けとめさせていただきます。

どうぞ。

○高木委員 今のことに関連してですが、そういう業界外の人たちが事故を起こす。それが大きな問題になっているとのことですが、現行の安衛法でも第99条の2には、事故を起こした事業者に対して、都道府県労働局長が再発防止の教育をするように指示できると定められており、これを使って教育していくというのは有効ではないかと思うのですが。事務局、実状はいかがですか。

○縄田建設安全対策室長 今、高木委員がおっしゃった安衛法第99条2の教育ですけれども、これは都道府県労働局長が、労働災害を発生させた事業者に対し、災害の再発を防止するために必要があると認めるときに、事業所の安全管理者などを対象に再発防止のための講習を都道府県労働局長が指定する者が行う講習を受講する指示ができるという規定でございます。今、手元に統計がないので正確なことは言えないのですが、残念ながら局長の指示による再発防止は余り全国的にはやっていないのかなと思ってございます。理由としては、講習をやっていただく上で、赤字になるようなものは講習をする機関で手を挙げていただくところが出てきませんので、1名、2名という単位だとなかなか成り立たない。ある程度一定のマスを集めないと成り立たないのかなと思っております。

思いつきになるのかもしれませんが、例えば林業でしたら1年に1回東京で講習をやって、伐木関連で災害を起こした事業場の安全担当者等に集まっていただくということではできるのかなと考えております。高木委員から御意見をいただきましたので、どういことができるのかを検討してみたいと思います。

もう一点よろしいでしょうか。川端委員から未組織のところの対策を何とかできないかということで御発言がございまして、私どもは林業安全に関して、林野庁さんとは比較的昔から連携をよくさせていただいているのですけれども、都道府県との連携というのが少し弱いところがありました。ただ、つい最近なのですけれども、大分の日田の労働基準監督署と、大分県の西部振興局という地域の林業を所管する部局で林業安全に関する協定を結んで、林業安全についてお互いが情報を共有して、一緒にパトロールするという活動を最近始めてございます。先ほどおっしゃったように、県のほうは林業事業者の動きなどを比較的押さえておられますし、監督署は監督署で災害の情報などを持っていますので、林野庁あるいは業界団体の方も含めて、みんなが一緒になって、そういう未組織対策みたいなことを進めていくということが今後必要ではないかなということ、意見お伺いして感じたところでございます。

○広部座長 ありがとうございます。ほかに御意見があればどうぞ。

○片平委員 今、員外の話があったのですけれども、伐採なりチェーンソーによる事故ということで、建設とか造園・農業・ボランティアで行ったものも入っていますか。

○中野技術審査官 この統計で出しておりますのは林業という区分だけでございます。建設業の中でも、道路工事のときに伐木作業が伴うケースはありまして、平成28年度で言いますと9人ぐらいの死亡者が建設業の中での伐木作業として出ております。安衛則の規定は伐木作業ということでかかっておりますので、建設業であろうが、林業であろうが、伐木をする場合にはかかってくる。したがって、遵守していただく必要があるという構造になっております。

○片平委員 労災にかからないからということで林業にカウントされないのですけれども、伐木に限ったところでは、かなり、もっと大きい数字が出てきているのではないかなと思います。

静岡県の例でいくと、昨年、木材を倒しているときの死亡事故が5件あったのですけれども、全部林業にならなかったということなのです。未組織というか一人親方的なものも未組織で労災にかからないということで林業にカウントされない。あるいは太陽光発電の発電業者が伐採していて、それもそちらの労災でオーケーというような。ですから、まだこの数字ではなくて、もっと、生産だけではないものが、かなりふえているのではないかなと思うのです。

○大屋委員 緑の雇用、研修の死傷災害の状況を御報告させていただきたいと思います。平成27年から平成29年の労働災害の状況ですが、大体90件前後で推移しているような状況です。死亡災害は、平成27年に2件、平成28年に2件と発生しており、平成29年11月現在の死亡事故は発生していないという状況でございます。

災害発生件数のうち研修生の割合は大体1年生が非常に多く占めているような状況でございました。発生した原因はチェーンソー作業中に起こった災害が多く、特にかかり木処理、キックバックによる災害というのが多いという結果でありました。

過去、緑の研修生の死亡災害が起こっております主な原因は、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に反したやり方でやっていたという事故では浴びせ倒し、元玉切り、放置というのが原因であったり、伐倒作業での退避不足による立木の激突というものが原因で亡くなられている方が多かったということでありました。

今、「緑の雇用」の労働災害対策は、研修生の安全確保のためにということで、労働災害事故が発生した場合に、事業体に対して改善措置を発出するような基準を設けております。一つは1カ所の事業体で研修生の事故が2件以上発生した場合とか、防護衣未着用によって災害が発生した場合、あと、かかり木処理によって元玉切り等の危険を生じるような作業により起こった場合については事業体に対して改善措置を発出し、改善対応の提出させております。

事業体から改善措置を提出させても事業主の安全意識の動機づけとして意識してもらわないと、なかなかこれは減少していかないのではないかと考えております。今後も事業体や緑の研修生に対しては安全指導機関を通じてリスクアセスメントとか安全診断等を実施して、安全を周知して図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

今、大屋委員から「緑の雇用」のFW生、特に1年生の事故が多いということで、防護衣の使用の徹底が図られているというお話がありました。事業的にも安全のための予算がついているということで、FW生にはみんな配賦ということになっているようではすけれども、受け入れ事業体の先輩の作業者が着用しているかどうかは怪しいという現実があるというのを耳にすることもあります。いずれにしても、最初に事務局からの資料説明の中であったように、切れ・こすれの災害が減っているというのは安全具、特に安全ズボン、チャップスなど、下半身、脚を守るための防護衣の使用がかなり普及してきていることが結果として出ているのではないかなという気がしています。そういう意味で「緑の雇用」で防護衣の使用が進められているというのは大変結構な話だと思います。

ほかに御意見がありましたら、どうぞ。

○佐藤委員 今、大屋委員からも言われたところと重複するところがありますがすけれども、労働安全に関しては予防が原則だと思っておりますので、事業主の方が労働安全をきっちりやるということは責務だと思っておりますし、安全教育の実施だとかリスクアセスメントの普及は林災防さんでやられているとは認識しているのですけれども、実際、我々労働組合のところではやられているところは少ないという認識をしておりますので、まず予防の原則というところでの強化が必要ではないかと考えております。

林災防の会員外のところでの災害が多いということで話があったのですけれども、一部の地域に集中して災害が発生しているというのが今の傾向で見てとれると思うのですが、特に名前を出しますと北海道と宮崎県は毎年3件以上、複数回発生しているという認識をしておりますので、今、大分県の話もありましたけれども、災害が多発している地域にお

いては事業主も含めて関係団体で労働安全の対策などをする会議等をして、地域によつての労働安全の強化もすべきだと思っております。

チェーンソー、防護衣の着用の話がありましたけれども、林災防の規定ではそれが義務化になっておりますので、これを機にヘルメットをかぶるのと一緒にチェーンソーの防護衣をきっちり着用するというのも義務化をすべきではないかと思っております。ただ、防護衣は安価なものではないので、やはりチャップスの着用も含めて、そこは労働行政のほうにも早目の対応をお願いしたいと思っておりますし、ちょっと議論は違うと思っておりますけれども、それに対する助成なども必要だと思っております。

それから、「緊急連絡体制ガイドライン」ということで参考資料にあるのですが、発見がおくれて亡くなってしまったという例が恐らくあると思っております。そういったことをなくすためにも定期的な連絡が必要であると思っておりますので、労働者相互の連絡をどうきっちりするかという中で現在伐倒の間隔を2倍以上にするということで、前の1.5が2倍になっているような状況がありますのでその労働者相互の確認を図るとともに、例えば今は携帯電話も普及しておりますので、山の中のどこで通じるかというところは事前の作業でやるべきだと思っております。救急車を呼ぶか呼ばないかですとか、そういったけがの判断がおくれることによって、被災された方をおぶっていくというような判断、対応によってはということもありますので、そこら辺の労働災害が発生したときの対応の強化が必要だと思っております。

もう一つが、伐木の安全衛生特別教育技能講習にすべきだということに関しては、我々もそのとおりだと思っております。それを図るとともに再教育が非常に重要だと思っております。かかり木処理の災害がふえているということでもありますけれども、我々の組合員が参加した各県で行われている林業雇用改善会議の中で、例えば林業大学で「緑の雇用」のほかに安全教育を受けている従事者がいると思うのですが、そこできっちりとした処理を勉強して事業体に行ったにもかかわらず、ベテランの方にやってはならないということで、そういうふうにならぬと逆にやってはならないことを教えてしまう事業体は恐らくゼロではないということだと思っておりますので、そこら辺はベテランの方も含めて、これを機に再教育を制度化できるかはあれですけれども、制度化を図るということをお願いしたいと思います。

かかり木処理のガイドラインを見て、思ったことを1点だけ、かかり木を速やかに処理するというところでうたわれているのですが、緑の雇用の若年層の方は、速やかにすることによって、やってはならないことをしてしまうという精神的なこともあるので、そういう場合はできる限り2人でやるとか、必ず相談をするとか、そういったものがあると、かかり木処理による、先ほどの緑の雇用の災害の事例がありましたけれども、それは減るのではないかと思っております。

ちょっとたくさん発言してしまいましたが、以上です。

○広部座長 ありがとうございます。

○上村委員 今のことに関連して、いいですか。リスクアセスメントの計画を立てる。それから、緊急連絡体制の計画をちゃんと立てて、有事の際にどのようにするかというあたりをプランニングしておくというのは、そういう御発言だったと思うのですが、それに加えまして、一つの現場をやる前に、ある程度作業計画といたらいいのでしょうか。その班員なりが全員共通の認識を持てるような、どちらの方向に倒すのだ、どちらの方向に集材するのだというあたりで、かかり木が起こったらどのように対応する、災害が起こったらどのように対応するというあたりを、作業も含めた計画をぜひ立てておくのが必要なのかなと私は思っています。

その中で、いろいろ有事の際もそうですし、通常の場合も、この木は難しいから、みんな注意してやろうねというような、そういう共通認識が、それは一つのリスクアセスメントでもあるのですけれども、現場単位のリスクアセスメントをしっかりと行っていけばいいのかなと私は思っています。

今は幸い、ドローンとかああいう、また別の視点で林部を見るような機材もありますし、そういったものもなるべく活用しながら、安全に一つの現場単位で作業の計画をしっかりと立てるということが必要なのかなと私は思います。

○片平委員 作業計画をフロントだけでつくってしまっているというものがかなり多い。まさにその日にその事業体の、その山にいる連中がみんな共通するような事業計画を出さなければだめだということで、今、林災防のほうでも、もっと簡単というような、きょう、誰がどこへ動いて、どうやってなどというのは、絵で描いてもいいからというのを毎日出すような形でやっていけど。それをちゃんと出しているような事業体へは補助金をつけるとか、そういうものでどうにかならないかということで、今までですと、ある程度フロントというか、上のほうはちゃんと計画を出していますということで出して、計画が出ている。合格というもので補助金が出ていたのですけれども、そこら辺はもうちょっと、本当の意味の計画が出ているかをちゃんとチェックしろということで、もっと易しい計画をということで、今、テキストのほうでも例として大分入れ始めていますが、そういうもので使ってもらえばいいかなと。

○鷹野委員 山梨県ですけれども、県の森林の半分ぐらいが県有林ということで、造林、間伐等の請負事業を発注しているということで、今日は呼ばれたものと思っ

ています。県内はやはり、事業者は素材生産を中心に、若手の就労者が増えてきております。ちょうど緑の雇用を開始いただいた頃から、特に若年者、若年層の参入が増えていきます。若い方が生涯の仕事として林業をやってもらうためには、事業者の経営改善とか機械化とかいろいろあるのですが、周りも、親もいいよと言ってもらうには、安全対策は非常に重要な課題と思っ

ています。最初、市原委員が言われた、労安則を全面的にきちんと見直して改正していきましょ

その後、上村委員が言った科学的根拠の中で、死亡だけではなくて、けがも含めて、どこが一番の課題があるかは、きちんと詰めていくべきと考えます。先ほど建設業の労働災害が含まれていないというお話があったのですが、治山や道路ののり面工事において、ちょっとしたことでけがをしていることが県内にも非常に多く、その辺も含めて伐木作業における事故原因をきちんと調べた上で、どこを直していくのかは詰めていく必要があるかと思っています。

先ほど川端委員から、国有林は割と災害が少ないという話がありましたが、同様に県有林の請負事業でも、割と災害の件数は多くなく、この10年間でも死亡事故は起きていません。それは施工計画書の段階でも、安全対策、安全装備を徹底するよう指導もしていますし、現場監督で行った場合でも、安全装備をしていなければ注意する。事業主も、代が替わってきたこともあり、だんだん意識が変わってきています。零細な事業者が多いですから、昔、我々がやっている頃は、安全対策を気にしなくてやってみたいなところもあったのですが、安全に対する意識はだんだん変わってきている。これはいい傾向と思っています。

事業者に対しては、安全装備に対する装着基準、どういう作業にはこういう装備が必要だというチェックリストにより、事業者がチェックするような体制をつくってはいるところですが、やはり事業主さんの意識は非常に重要で、それが社員にきちんと伝わっていくということがあるので、その辺も含めて考えていく必要があるのかなとは思っています。

あとはやはり定着率が低いところもあって、ベテランをきちんと育てる。教育を強化していく、再教育をしていくのは、賛成でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

今、何人かの御発言の中に再教育の話があったかと思います。新しい人の技術向上も必要なのですが、今いる人、今働いている人の技能のさらなる向上が必要だというのは、共通した意見だったかなという気がします。

作業計画についても、さらに細かで簡易な、現場の作業者共通の認識として持てる作業計画が必要ではないかというのが、上村委員と片平委員から出たかと思います。

それ以外に御意見がありましたら、よろしいですか。

○市原委員 そうでしたら、数点。

○広部座長 どうぞ。

○市原委員 まず、先ほど川端委員がおっしゃった労働災害の関係でございますが、林業死亡災害を分析してみますと、一番大きいパターンが、ここに資料はございませんが、年齢構成でいうと65歳以上の高齢者が約4割以上あると思います。その中で最高齢だと85歳とか、そういう人たちが毎年被災しております。これは、昔伐倒の経験があるからという、いわゆる年に数日の有期雇用の者が多いです。ですから、森林組合とか、そういうしっかりした事業場ですと体制がちゃんとしているわけでございますが、非会員のそういう昔とったきねづかで高齢者という被災がある、本当に残念な思いになるという事態が多いというこ

とでございます。労働者の数は定かではございませんが、大体会員の組織率は約7～8割はあるのに災害率はうんと低い、非会員労働者の構成割合は少ないけれども死亡災害の割合が多いという状況でございます。

次に、先ほど佐藤委員からかかり木を速やかにいうことでございますが、これはいわゆるかかり木処理作業を速くではなくて、放置が多いわけです。この放置をそのままにして放っておくから、それを知らずにほかの者にかかり木が倒れてくるということで、放置しないことを前面に出した表現のほうが良いと考えております。

それから、冒頭、私のほうで申し上げた40cm云々の件でございますが、本来、全て受け口、追い口をつくってほしいという思いでございますが、例えば、余り縛りをきつくすると全て書類送検みたいな罰則規定が伴いますので、その緩和をどういうところに置けばいいのかなど。大体死亡災害を過去十数年にわたって分析してみれば、ほとんどの伐倒木が胸高直径40cm未満で、不適正な伐倒により、死亡災害につながっていると思われまます。ですから、もし客観的な根拠ということであれば、わかる限り何センチぐらいの木を伐倒して被災したのかということは、協会内でもある程度は把握できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○広部座長 ありがとうございます。

今のお話で、かかり木については私も同じ意見で、速やかにというのは放置の逆で、とにかく放置しないでほしいという意味です。ガイドラインが出る前年度に私は林災防さんの厚労省の委託調査研究事業と一緒にやっています、その中で調べたところ、放置による事故が結構あったものですから、放置しないでくれというのが本意です。

また、先ほど佐藤委員からあった、かかり木処理を二人で行うというのは、私も大賛成です。1人でやると事故を起こす可能性が高くなると思います。それは、かかり木だけではなくて、一般的に伐倒困難木と言われるものについては、1で行うことに私は反対です。もう一人の人間が横から見るとは非常に大切です。1人の人間が見ただけではわからないということは非常に多い。誰かがいてくれるだけでも随分物の見方が変わってくるということで、困難木については複数人が行うのが正しいと思います。複数人が行うということは、複数人が作業の立入区域内に入ってしまうということにもなるのですけれども、それについては、それが可能になるような読み方ができるような条文化が必要であると思っております。

現在の立入禁止はあくまでも伐倒者が1人と読めてしまう部分がありますけれども、そうではなくて伐倒を担当する者、また、伐倒作業を行う者については、複数人でもオーケー。2人か3人かですけれども、複数人が同時に立入禁止区域内に入ってもよいと読めるような条文にしてもらいたいと思います。

事務局からどうぞ。

○縄田建設安全対策室長 先ほど年齢別の災害の発生状況についてありましたので、簡単

に数字を御紹介したいと思います。60歳以上の高齢者の災害が多いというのは事実でございますけれども、平成19年と28年で死傷災害に占める60歳以上の割合を見てみますと、平成19年が34.9%ですけれども、28年だと30.6%ということで、高齢者の比率としては落ちています。緑の雇用で若い方がふえてきたのかなという感じでございます。

他方、どこがふえているかという、30歳から39歳の層が一番ふえていまして、平成19年で14%だったものが平成28年には21.1%、29歳以下で見ますとほとんど変化がなくて、平成19年で10.7%だったものが28年で10.9%ということで、若い年齢層の比率も実はそれほどふえていないという結果になってございます。

以上です。

○広部座長 ありがとうございます。

○市原委員 今のは死傷災害ですか。

○縄田建設安全対策室長 死傷です。

○市原委員 協会としては死亡災害しか把握できなかったものですから、その乖離があると思います。

○中野技術審査官 死亡で申しますと、27年、28年、2年分で申しますと、60歳から69歳の方が32.1%、死傷よりも少し割合が高くなっています。ちなみに80歳以上の方もお2人いらっしゃる。

○広部座長 ありがとうございます。

ほかに御意見がありますか。

どうぞ。

○高木委員 先ほど科学的根拠という話がありましたが、チェーンソーの使い方について、ガイドラインなどで基本的な作業姿勢などが定められています。ただ、地域によっては急傾斜地のような作業場所で、基本的な作業姿勢をとることが難しく、足場もなかなか踏ん張れないようなところで作業することも少なくないのが現状です。そのような現実的な作業状況に合わせた作業姿勢などを、もう少し科学的根拠を持って周知していくことが必要ではないかと思います。私は、檜原村、奥多摩などで林業関係者と話す機会が2～3年続いています。しっかりとした科学的根拠をもって説明していくと納得してもらえるという感触を持っています。特に先ほど若い人が増えてきたという話がありましたが、若い人の中には、チェーンソーを使うと必ずはね返りがあり、はね返りに対しては下肢の保護は重要であるということを理解し、そのためにはお金をかけるという人が少なくありませんでした。そういう人たちに本当に事故防止をするにはどうしたらいいか、先ほど言われたような科学的根拠をもって伝えていくことがこれからより大事になるのではないかと思います。他産業の例ですが、建設業などでは脚立は非常に事故が多いのですが、科学的根拠に基づく乗り方、作業姿勢などを踏まえ、脚立の正しい使い方を教えていくことが重要であると感じています。

○広部座長 ありがとうございます。

○片平委員 まさに扱いの基準というか、そこら辺のところガイドラインとかでもふわふわとしてしまっているのです。そこら辺のところは今までは当然だという形だったですね。はしごをかけるにしても、今、ムカデばしごとか、ああいうものをかけて上に上る。ところが、この間、造園屋さんですけれども、見ていたら斜めにかけているのですね。ムカデばしごは木にくくりつけてしっかり縛ってそれで使うものだろうと。それでやっている。よくよく考えたらどこも教えてくれない。はしごが売っているだけだと。まさにそういうものがかなりあるのです。

ですから、自分たちも緑の雇用の場合にはどの程度まで技術がいつているかということ、それからどんどん下がってくるのです。チェーンソーが切れているか。刃がだめ、持ち方がだめとどんどんレベルを下げていかなければ、そういうところで本当の姿勢といくと、まさに歩けないではないかということまで出てきてしまう。山を歩く。それから見ていかないとだめだと。そうすると、それからこのガイドラインなどと言うと、またえらいことだと。ベテランというか、師匠に当たる人はまさにそこら辺をはぶいてしまっているところが現状ではないですか。きのうあたりも自分どもは支援講習でやったのですけれども、まさにチェーンソーで直径15cmの木で同じ厚さで水平に切れと、何枚もやらせてやるのです。つい速く伐らせてやりたいと思ってしまうものだから、結局、その子は身につかないですね。そういうトレーニングをしっかりとやらせるということが必要なのかなと。そこら辺のところはJLCやWLCのああいう技術が生かせないかということで、大分系統が出てきて、今、そこら辺の教え方というのもうまくいきそうだなという感じはしています。

今回ガイドラインなどで見ていくと、そこのところでヨーロッパのこういう切り方があるなどというものをぱっと取り入れてしまったような、しっかり討議していたのかなという感じが見えるのです。だから、後ろのほうでついているオリエンテーションカットなどは、日本では昔はずっとやっていたのです。上を倒すときに両側を取って、それで矢を打って、横を見ながら、それをいかにも新しい切り方だと出してくる。要するに、ベテラン衆がそういうものをなくしてしまっているところが問題なのかな、それでやってきたのですけれどもねということなのです。

もう一つ言わせてもらおうと、オープンフェイスノッチカットなどというのも、まさに細い木だったらずっとやる。のこの横切りの時代には、時間がかかってしまってオープンでやることはできなかったですけれどもね。チェーンソーでやるようになってから簡単にいくようになったということでオープンになるのですけれども、そのオープンにする前に、伐倒方向をどうやって決めるかということが全然これに書いていないのですね。要するに、ガンマークなり何なりでしっかり方向を見定めて斜め切りを入れて、下からも切る。けれども、先のほうは斜めでオープンにしたほうがいいですよ、そのほうが安全ですよと。そのもとがまだ全然入っていない。もっとチェーンソーを基本的にどうやって使うか、足場の悪いところではどういう形で使うかというものが、そこら辺まで出ていなくて、その上のところだけずっと入れてくるものだから、また多分これは斜め切り奨励に行ってい

まうのですね。こういうオープンは何でこういうようになってきたかという意味がわかっていない。

まさに林災防からいくと、斜め切りでこんなに斜めに切っていったら、チェーンソーを使っている時間は長くて、少しでもチェーンソーを使う時間を少なくしましょうと言っているものとは逆ですね。それだったら、水平に入れて、下から切っていくというほうが、よほど使う時間は少なく安全ですね。下切り。そこら辺は上村さんが大分試験をしてくれたりしてわかっているかと思うのですけれどもね。この27年のガイドラインを見させてもらったときに、おかしいなど。そこまで検討してあったのかなというのは感じました。

○上村委員 林業の技術をわかりやすく説明したテキストが余りに不足しているというのはいつも感じます。いろいろな技術ですね。チェーンソーを使うだけではなくて、先ほどの一本ばしごにしても、そういったことをきっちり書いてある本は実はないのですね。本当に特別教育をするためのテキストはもちろんありますけれども、それ以上のことは書いていないというのが、今の若い人たちにとってはきっと問題なのだろうと私は常々思っています。

このガイドラインの今おっしゃった問題のところですけども、これはどちらかというところと参考になっています。何で参考になったのかというと、これはまだまだ根拠がないのに、こんなものはガイドラインに入れられないと言って、それで参考にしていただいた経緯があります。私もこういう研究をしましたけれども、なかなかこれは一筋縄ではいかない技術であって、チェーンソーのコントロールなどがきっちりできる人以外はこのようなことはしてはいけなわけなのですけれども、どうしてもこれを載せたいということで載っているのですが、私は反対しました。そういう経緯があります。

○広部座長 ありがとうございます。

川端委員、どうぞ。

○川端委員 再教育の重要性、あるいは技能の講習化、それは賛成なのですけども、各地で聞くと講師不足というのですか。この問題がどこの地域でも出てきますね。頼んでも75とか80近くの方々。私も国有林出身ですけども、かつては国有林でやっていた人に講習を先生としてやっていただいている。ただ、それも75歳、80歳で、もうそろそろ勘弁してくれというような方も多くなってきている。いよいよ林業も非常に重要な時期に入ってきているのだけれども、講師の確保に非常に苦慮されている。そこで、事業者の方、実際に作業されている方からお願いをして来てもらってやっているというケースもかなり多いようです。

その講師の確保、養成、それと事業者にお願いするときのサポートというのですか。そういうところをもうそろそろ考えておかないといけない。国有林で実際に作業をして腕のある人は、もう新しく出てくることはないのです。55歳から60歳の間に何人か、国有林で直営生産をやっていたときの親方的な主任とか、腕のある人間が辛うじて残っているような感じなのです。そういうことで、構造が少しこれから変わってくるのかなということで、

再教育や特別教育などということとあわせて、養成、確保のところも少し考えておいたほうがいいのかなど感じています。

○広部座長 ありがとうございます。

片平委員、どうぞ。

○片平委員 まさに指導者、先生の不足というのはあるのですが、青森県などもJLCがあったりした。できた。それがまた、そういう指導者的な方が育っていたのですね。それは林野で昔やっていた基幹作業士やグリーンマイスター、あの制度で3年以上林業にかかわっていたのが、今、再教育の形で法律的なことや安全などをやって、それで地域のリーダーにということをつくっていたのですね。あれがなくなってしまったのですね。それで支援講習とか「緑の雇用」に変わった。そのときに、最初のころはその人たちがある程度やってくれていたのですが、その後は、全然「緑の雇用」のほうも先生の補充がきかなくなってきてしまっているというところなのです。指導官の場合には、基幹産業の延長ですね。

それから、話がかたがたかわってしまうのですが、自伐林家でやっている方々、この人たちに技術をあげて出てきてもらおうということで、半分以上、指導官でおられるのは35~36人、一応先生と言われる人をつくっております。機械専門や伐倒、そのうちの半分以上。それから、各事業体の作業班長以上ぐらいで出られるところは出してという体制でやっています。どこの県でもその指導するところが足りないみたいですね。

○広部座長 山根室長、どうぞ。

○山根室長 都道府県の例で申し上げますと、鳥取県の林業技術訓練センターでは、結局基礎訓練が不十分なために自己流になってしまってけがをしている例が多いということで、オーストリアの教育手法を取り入れて平地で繰り返し伐倒訓練できる装置を取り入れています。鳥取県ではそこで指導者の養成もその訓練装置を使いながらやっています。

また、そもそも技術力を向上させるためのトレーニング手法ですとか評価手法がまだ明確になっていないので大学で研究されている方がいらっちゃって、この間その方のお話を伺ったのですが、数値での評価、水平切りがちゃんとできるかをちゃんと数値であらわせば、自分のスキルアップがどのくらい進んでいるかもわかりますし、繰り返し訓練できるような場の設定、山に行かなくても一本一本立木を倒さなくても訓練できる環境を整えて、水平切り、斜め切りの繰り返しの訓練、そういうものができる場は非常に大事なのかなと思っています。

○縄田建設安全対策室長 今、山根室長がおっしゃった平地で繰り返し訓練できるというのは、実は林野庁さんから我々は資料をもらっているのですが、回して見ていただければと思います。

○山根室長 今回っているものは鳥取で導入されたもので、最近では岩手で、傾斜を0度から25度までつけられるタイプも開発されています。

○上村委員 今週末、坂出市で林業機械展があって、傾斜のタイプも、このニッケンさん

のタイプも展示されているとは聞いています。

○山根室長 結局、オーストリアなどでも現場に出る前にある程度の力をつけて現場に出すということですので、先ほど来の特別教育から技能講習というお話もございましたけれども、教育を受けただけではなかなか全部できるというわけでもないでしょうから、そういった繰り返し訓練できるような取り組みも必要かなと思っています。

○広部座長 ありがとうございます。

当然技能講習化になれば、実技でも何らかの試験をつくらなければいけないということが当然出てきますね。どういった試験にするのか、その内容も決めなくてはならないということになるので、そのときにある程度点数化できることは前提になるかと思うのです。先ほどから片平委員がおっしゃっていますJLC、Japan Logging Championshipsでも、日本の代表が世界選手権に出場するという状況になっています。その中では人工的に木を細工して標準木にして、その技術の正確さ、速さを点数化するという競技が行われておりますので、そういったこともいわゆる技術の点数化というものの一つの参考になるのかなという気はしています。

あとはみなさんのところに回覧していますけれども、繰り返し訓練という意味ではかなりいろいろな装置が考えられて、実際に実用化されているようなので、そういったものを使って訓練するということで対応できるのではないかとは思っております。

○市原委員 実は林業死亡災害を分析しますと、地山地形が40度以上で被災している者が毎年発生しているのです。これは関係法令で言いますと、本来、地山傾斜が40度以上は高所作業という位置づけになるわけです。そうすると、防護柵か安全帯か、いずれかをちゃんとつけなければいけないということなのです。にもかかわらず、刈り払い作業もそうですが、伐倒作業で45度はあるところで伐倒していて被災したという事例がございますので、この地山傾斜の関係を、ぜひ何かでそれ以上やるなということを定めていただきたいと思っています。

○広部座長 先ほどの高木委員の御発言と関連しているのですけれども、傾斜地での正しい姿勢というものも、文章にはなっていない部分にも非常に大切なものがあるためそういったものも書き加えていくことも必要かと思えます。伐木のガイドラインの中では文章として書いていなかったもので、そういったものも考えつつ内容も充実していきたいと思えます。片平委員がおっしゃったように、文章ではなかなか書きづらいこともあります。今までは山の現場では当たり前のことが、なかなか若い人たちには理解されていない。新たに文章化するには、そういったことも含めて明らかにしておかなくてはいけないのではないかと思います。それは伐倒姿勢から始まって派生の話ですけれども、そのような気がしています。

そうしましたら、もうお時間も余り残すところないのですけれども、最後、御意見がありましたら、お願いします。

よろしいですか。

では、一通り皆さんの御意見をいただいたということで、これで議題を終了いたします。

第2回目は論点ペーパーを御用意いただくということですので、きょうの意見を踏まえて事務局で作成いただくようお願いいたします。

伐木作業は林業が他の産業に比べて労働災害の発生が非常に高く、さらに重篤な災害も多いということがありますので、厚生労働省におかれましては、林業を取り巻く状況も踏まえて、林業を幅広く理解した目線で関係機関と連携して体系的な労働安全対策、災害防止対策を立てていただきたいと思います。

議題(3)「その他」ですけれども、特にありますか。

○縄田建設安全対策室長 特にございません。

○広部座長 それでは、きょうの議題は全て終了しましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

○縄田建設安全対策室長 長時間にわたり熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございます。

本日の議事録については、後日各委員にお送りいたしますので、御確認をお願いいたします。その後、厚生労働省のホームページに記載いたします。

また、次回委員会は12月21日午後4時からを予定してございます。場所については別途御連絡差し上げたいと思います。

最後に井上安全課長から御挨拶申し上げます。

○井上安全課長 本日は長時間にわたりまして、御議論いただきまして、まことにありがとうございます。

来年度からの5カ年計画でございます第13次労働災害防止計画、今、労働政策審議会の安全衛生分科会で議論が進められているところでございますけれども、その中でも林業につきましては、重点業種として位置づける方向で議論が進んでいるところでございます。厚労省としましても、林業の労働災害の減少を図るためにも取り組みを強化したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日いただいた意見を踏まえまして、次回第2回では論点を整理しまして、議論をさらに深めたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。